

## 発信者情報開示等請求事件について

## 事案の概要

被上告人（第1審原告）は、SNS上のアカウントでされた匿名の投稿により権利を侵害されたと主張している。上告人（第1審被告）は、経由プロバイダとして、上記アカウントへのログインのために行われた8回の通信（本件各ログイン）について、インターネット接続サービスを提供した。

本件は、被上告人が、上記投稿をした者を特定するため、上告人に対し、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」に基づき、本件各ログインに関するインターネット接続契約の契約者の情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス）の開示を求めている事案である。

※ 原審の口頭弁論終結前に、上記法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）及び「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則」（施行規則）が施行された。

## 原判決の判断等

◇ 原判決は、本件については改正前の法律が適用され、本件各ログインに係る発信者情報は改正前の法律4条1項にいう「権利の侵害に係る発信者情報」に当たるなどとして、被上告人の請求をいずれも認容すべきものとした。

◇ 本件における争点は次のとおりである。

- ① 権利を侵害する投稿及びログインのための通信が改正法の施行前にされた場合であっても、改正前の法律4条1項ではなく、改正後の法律5条2項が適用されるか。
- ② 改正後の法律5条2項が適用されたとした場合、同項の下で、ログインのための通信に関する情報の開示を求めるためには、当該通信が施行規則5条柱書きにいう「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に当たる必要があるところ、本件各ログインがいずれもこれに当たるか。

〔参考〕 施行規則

第五条 法第五条第三項の総務省令で定める識別符号その他の符号の電気通信による送信は、次に掲げる識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、それぞれ同項に規定する侵害情報の送信と相当の関連性を有するものとする。